

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地の公用廃止
- 土地改良区の役員の変更及び就任
- 米飯提供業者の登録
- ひな白痢検査の実施
- 保健医療機関等の指定
- 保健医等の登録
- 計量器定期検査の実施
- ◇公告 昭和三十七年度宅地建物取引員試験の合格者

## 告示

### 鳥取県告示第四百三三号

次の土地は、昭和三十七年七月二十日から公用を廃止した。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取市富安二八二番地先ノ二八 水路敷 八一坪七勺

四番地ノ一地先

### 鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、湖山村瀬土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 湖山村瀬土地改良区

退任した役員の名及び住所

- |          |           |
|----------|-----------|
| 理事 山根 儀平 | 鳥取市湖山町六四二 |
| 〃 木下 万吉  | 〃 一、五五三   |
| 〃 星見 重蔵  | 〃 三、〇三八   |
| 〃 尾崎 益治  | 〃 六一一     |
| 〃 尾崎 徳治  | 〃 五一六     |

岡野 亀治 四八四  
 岡住 益治 二、六九二  
 田中 鉄治 一、三六四  
 監事 船越作十郎 二、八三一  
 小松久太郎 二、四五九  
 橋本 吉治 六三九  
 村上長太郎 四四三

就任した役員の氏名及び住所

理事 木下 万吉 鳥取市湖山町一、五五三  
 星見 重蔵 三、〇三八  
 川口 兼男 五一四  
 田中 正幸 六四四  
 川口文三郎 六一四  
 村上長太郎 四四三  
 上田寿太郎 二、六八六  
 船越作十郎 四四三  
 川崎 端啓 四三三  
 監事 影井 秀雄 六二四

松下 寿晴 二、四五八  
 田中 鉄治 一、三六四  
 昭和三十七年四月二日通常総会において総選挙の結果  
 当選同四月十日就任 任期二年

鳥取県告示第四百五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）  
 第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十七年七月二十日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号

住 所 営業所の所在地

四三七	三七、四、一七	山下 卯吉		倉吉市越中町二、一二一	住所に同じ
四三八		石本 せき		上井町三三〇	
四三九		山本 峯昭		明治町一、〇二三	
四四〇		谷口 勝栄	観光別館	鳥取市吉方七六	
四四一		太田実太郎	共済温泉寮	東町三丁目	鳥取市吉方七六〇
四四二		勝原みつ子	自治会館食堂	一	住所に同じ
四四三		兼沢 保夫	ことぶき	瓦町一一七	鳥取市瓦町一四二ノ九
四四四		岸本八重子	まるみ食堂	吉方七九一ノ一〇	住所に同じ
四四五		西川 くに	新温泉旅館	東品治町	
四四六		河野 二朗	オリエント	御弓町一六	鳥取市東品治町一〇九ノ一六
四四七		石破 二朗	久松閣	東町	
四四八		北村 そうつ	ばめ	寺町二区一一九	住所に同じ
四四九		岸本 晃寛	とんとん食堂	瓦町一、五五一ノ一	
四五〇		井上 信義	コックドール	東品治町一八五の二	
四五一		則保美か子	姫百合	吉方七八八の三	
四五二		山根マサ子	山根旅館	吉方永楽通り二九五	

四五三	原 サダ子 弥生旅館	川外大工町
四五四	小谷竹二郎 方来食堂	東品治町一五ノ六
四五五	兵頭 愛子 すし 照	川端二丁目
四五六	楠田美智子 楠田旅館	吉岡温泉町四六六
四五七	飯田 富子 とみや旅館	川外大工町八二の一
四五八	高田 久子 本家 梶屋	吉岡温泉町七四八 七五一
四五九	多田 磯嗣 松栄旅館	吉方二九二
四六〇	吉本 謹二 中国電力健康保 険組合 鳥取荘	敷片原町一の五一
四六一	北川 正明 北 川	吉岡温泉町七六五
四六二	熊田 国雄 永楽ホテル	吉方二五九ノ一
四六三	中島 忠義 一 乃 湯	〃 八〇五
四六四	谷口 三郎 鳥取ホテル	〃 三〇二
四六五	田中 弥生 湯 乃 弥	〃 三区二七七
四六六	小椋 藤枝 新湯 旅館	吉岡温泉一四二
四六七	森岡 きぬ 白 金 苑	瓦町一四八
四六八	神野 久雄 たから食堂	〃 七九
四六九	沢 春蔵 沢タタ食堂	東品治町五七ノ一
		住所に同じ
		鳥取市吉方町二八四ノ一

四七〇	竹中 浪子 新江戸ッ子寿	川外大工町八九ノ四
四七一	米沢 秀次 富士屋食堂	川端二丁目四二
四七二	豆田 しげしげの屋	吉岡温泉町二三四
四七三	長谷川保代 友 楽	東品治町八一
四七四	米村 賢一 く も 助	川端二丁目
四七五	井上 寛子 井上食堂	梶川町五七
四七六	高浜 米蔵 す し 半	川端四丁目
四七七	井上 一男 やぶきん 食堂	〃 二丁目一四
四七八	川口久美子 松 月	吉岡温泉町六五二
四七九	岸田きみ子 末広 浜 市	吉方七九一ノ九
四八〇	岡本寅二郎 日本食堂株式会 社鳥取営業所	瓦町一二〇の四
四八一	村上 重夫 鳥取市役所職員 組合食堂部	尚徳町一一六
四八二	森本 東 三 楽	今町三丁目二四
四八三	麻谷かよ子 新 滝 清	梶川町二〇
四八四	大湖初次郎 若 松	川端二丁目
四八五	西尾 新一 ナショナル会館	東品治町二五
四八六	中塚とく子 まるとく 食堂	今町一丁目二七

四八七	上田 経雄	まるきん 食堂	東品治町六
四八八	田中 勝平	やよい 食堂	片原町四丁目
四八九	石本 雅人	かつゑ 食堂	吉成下坪二四九
四九〇	米沢 悦子		八頭郡河原町河原二六ノ一
四九四	六、一 大橋 二郎		倉吉市瀬崎町二、七二六
四九五	二〇 塩 とも		気高郡青谷町四、〇二六
四九六	一九 門脇 篤成	千成 旅館	東伯郡北条町江北一、九九六
四九七	二一 山根おすみ	千鳥 旅館	倉吉市明治町一、〇三七
			住所に同じ

鳥取県告示第四百六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法  
ひな白痢急速診断法

別表	実施月日	実施区域	実施場所
	七月三十日	日野郡溝口町大坂	中村養鶏場

鳥取県告示第四百七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十三年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
万田医院	境港市相生町一一四	内科、小児科、放射線科	福庭 亮	三七、五、一	乙表
船木歯科医院	西伯郡名和町御来屋	歯科	船木 匡		
松田医院	倉吉市宮川町一九〇	内科、小児科	松田 俊逸		一、一四
宮田医院	米子市尾高町一〇五	耳鼻咽喉科、気管食道科	宮田 寿一		一〇
中島医院	道笑町二丁目九七	内科、小児科	中島 重行		五、一
大山町国民健康保険所子診療所	西伯郡大山町所子五八九	内科、外科、小児科	入江 正雄		四、一
小松内科	鳥取市今町一丁目七四三	内科、消化器科、循環器科	小松 邦晃		六、六
三代歯科医院	東伯郡北条町弓原四〇六	歯科	三代 一雄		一
由島歯科医院	米子市立町四丁目二〇五		由島 万吉		三、一
秋山歯科医院	道笑町二丁目		秋山富三郎		
小谷薬品株式会社鳥取市吉方一五八の二		薬局	小谷 大二		一、二四

谷岡薬局 " 東品治町一四の一 " " 谷岡勉 " 二、四  
 東葉局 米子市彦名町四、二二三 " " 東 祐子 " 六、一

鳥取県告示第四百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日  
 安西 学 鳥取市東品治町二二 鳥函第二二五号 昭和三十七年六月二十日

鳥取県告示第四百九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定により、日野郡の計量器定期検査を次のように実施するので、同法第四百十五号の規定により告示する。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時 検査区域 検査場所

八月二十七日 午前九時三十分から午後三時まで 日野郡日南町 日南町公民館多里支館  
 " 二十八日 " " 山上農業協同組合  
 " 二十九日 午前九時三十分から正午まで 日南町公民館あびれ支館  
 " " 午後二時から午後四時まで " " 大宮 "  
 " 三十日 午前九時三十分から午後一時まで " " 石見 "  
 " 三十一日 " " 福栄 "  
 九月 一日 午前九時三十分から正午まで " " 日南町役場  
 " 三日 午前九時三十分から午後三時まで 日野町 黒坂小学校  
 " 四日 " " 根雨 "  
 " 五日 " " 江府町 江府町公民館  
 " 六日 " " " " "  
 " 七日 " " 溝口町 溝口小学校  
 " 八日 午前九時三十分から正午まで " " 二部 "

備考 計量法第四百十二条但書による所在場所で行う法期検査については、実施の場をその所在場所とし、実施期間を昭和三十七年八月二十七日から九月二十六日までとする。

公告

昭和三十七年度宅地建物取引員試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二、朗

住 所	氏 名
兵庫県美方郡温泉町千原二五八	河村 正男
東伯郡北条町大字松神七六三	中本 建治
鳥取市行徳二八五	政田 益蔵
〃 宮谷二五六	吉田 国雄
西伯郡淀江町中間六一六の六	大村 林二
気高郡気高町大字勝見六七六	中田 吉人
鳥取市吉方二区五〇八	稲村 福恵
〃 本町四丁目一四	田中 宣二
東伯郡関金町大字大鳥居二九〇	西田 丈人
鳥取市薬師町二〇	東口 哲男
岩美郡岩美町大字蒲生、	山本 達雄

昭和四年四月廿一日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取市東品治町一一六	中谷 周蔵
〃 横枕四二七	近藤謙之助
岩美郡岩美町大字陸上一〇三二	岡野 正三
鳥取市鍛冶町三五	前田 茂
気高郡気高町大字山宮一七四	細田 繁正
鳥取市魚町尻六	稲田 晴
〃 西町二丁目二〇三	中川 信一
〃 田島五五	太田 太郎
〃 西町二丁目二一一	前田 よし子
〃 東町二丁目三二六	西垣 史郎
〃 元鑄物師町九八	吉田 喜正
岩美郡国府町大字奥谷二〇七の一六	内田 貞義
鳥取市吉方一丁目五七五	宮崎喜久夫
倉吉市越中町二一五〇	大岩 常蔵

発行所 鳥取県鳥取市東品治町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 部 月極二五〇円(配達料共〇)